

○総務省告示第二百四十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十五条第一号から第五号までの規定に基づき、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十年四月二十一日

総務大臣 増田 寛也

地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準

（国庫支出金等に係る算定の基準）

第一条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一号に規定する総務大臣の定める基準は、国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金（以下この条において「国庫支出金等」という。）を充てることができる当該年度の前年度の末日における地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「法」という。）第ニ条第四号イからニまでに掲げる額（以下この条及び第五条において「地方債の現在高等」という。）に

、当該国庫支出金等の額を当該地方債の現在高等に係る地方債の償還額、債務負担行為に基づく支出額、一般会計等からの繰入額又は当該地方公共団体が加入する組合若しくは当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団（以下第三条及び第四条において「組合等」という。）への負担額若しくは補助額で除して得た数値の当該年度前三箇年度の平均値を乗じて得た額を上限として、当該地方公共団体における当該国庫支出金等の収入見込みを勘案して得た額とする。

（地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金に係る算定の基準）

第二条 規則第十五条第二号に規定する総務大臣の定める基準は、当該貸付金の貸付残高のうち、当該貸付金の償還実績を勘案した上で確実に償還が見込まれる額とする。

（公営住宅の賃貸料等に係る算定の基準）

第三条 規則第十五条第三号に規定する総務大臣の定める基準は、公営住宅の賃貸料その他の使用料（以下この条において「公営住宅の賃貸料等」という。）を徴収している行政財産若しくは公の施設の建設に要した地方債の区分又は債務負担行為の事項ごとに、次に定める算式により算定した額の合計額とする。

算式

A×B

算式の符号

A 公営住宅の賃貸料等を徴収している行政財産又は公の施設の建設に係る一般会計等に係る地方債の現在高、一般会計等以外の特別会計における当該地方債の元金償還金の額に対する一般会計等からの繰入見込額、組合等が起こした当該地方債の元金償還金の額に対する負担若しくは補助が必要と見込まれる額又は当該債務負担行為に基づく支出予定額

B 次項に定める充当方法に基づき当該地方債の元金償還金の額、一般会計等以外の特別会計における当該地方債の元金償還金の額に対する一般会計等からの繰入金の額、組合等が起こした当該地方債の元金償還金の額に対する負担金若しくは補助金の額又は当該債務負担行為に基づく支出額に充当した公営住宅の賃貸料等の収入額を当該地方債の元金償還金の額、一般会計等以外の特別会計における当該地方債の元金償還金の額に対する一般会計等からの繰入金の額、組合等が起こした当該地方債の元金償還金の額に対する負担金若しくは補助金の額又は当該債務負担行為に基づく支出額で除して得た数値の当該年度前3か年度の平均値

2 公営住宅の賃貸料等の収入額は、当該公営住宅の賃貸料等を徴収している行政財産又は公の施設の維持管理に要する経費に充当後、その残余がある場合に、当該残余額を当該地方債の償還額又は当該債務負担行為に基づく支出額に充当するものとする。

(都市計画税に係る算定の基準)

第四条 規則第十五条第四号に規定する総務大臣の定める基準は、都市計画事業に係る地方債の区分又は債務負担行為の事項ごとに、次に定める算式により算定した額の合計額とする。

算式

$$A \times a$$

算式の符号

A 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「都市計画事業」という。）に係る一般会計等に係る地方債の現在高、一般会計等以外の特別会計における都市計画事業に係る地方債の元金償還金の額に対する一般会計等からの繰入見込額、組合等が起こした都市計画

事業に係る地方債の元金償還金の額に対する負担若しくは補助が必要と見込まれる額及び都市計画事業に係る債務負担行為に基づく支出予定額の合計額

a 次の算式によって算定した数値の当該年度前3か年度の平均値（当該平均値が1を超える場合は、1とする。）

$$a / (b + c + d + e + f - g)$$

a 都市計画事業に係る都市計画税の収入額

b 一般会計等における都市計画事業に係る地方債の元金償還金の額

c 一般会計等以外の特別会計における都市計画事業に係る地方債の元金償還金の額に対する一般会計等からの繰入金の額

d 組合等が起こした都市計画事業に係る地方債の元金償還金の額に対する一般会計等からの負担金及び補助金の額

e 都市計画事業に係る債務負担行為に基づく支出額のうち一般会計等から支出された額

f 都市計画事業に係る支出額（bからeまでに掲げるものを除く。）

g fに掲げる額に充てた地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の4第1項第2号に規定する特定の歳入に相当する金額（都市計画事業に係る都市計画税に係る金額を除く。）

（その他の特定の歳入に係る算定の基準）

第五条 規則第十五条第五号に規定する総務大臣の定める基準は、当該特定の歳入の額を、当該特定の歳入を充てることができる特定の事業の支出で除して得た数値の当該年度前三箇年度の平均値を当該特定の事業に係る地方債の現在高等に乗じて得た額とする。